

介護保険制度の見直しに関する意見（概要） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

資料3

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 地域の類型の考え方
 - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
- 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
 - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
 - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
 - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
- 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
- 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

- 特例介護サービスの枠組みの拡張
 - ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

- 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み
 - ・特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★
- 介護サービスを事業として実施する仕組み
 - ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける
- 介護事業者の連携強化
 - ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★
- 既存施設の有効活用
 - ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する
- 調整交付金の在り方
 - ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
 - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する
- ※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

Ⅲ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

- 被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

- 金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

- 高額介護サービス費の在り方

- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用

- ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・電子資格確認を導入する ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

- 高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

- 要介護認定

- ・申請代行が可能な者を拡大する
- ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する

- 特定福祉用具販売

- ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

- 国民健康保険団体連合会の業務

- ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする



総合計画



川崎をもっともっと
住みやすいまちにするために。

施策 1-4-1

地域包括ケアシステムの推進

施策の目標

多様な主体のつながりや助け合いが広がるとともに、医療・介護等の連携により、専門的ケアの提供が進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
身近な地域でつながりを生む 通いの場の数 (川崎市調べ)	1,039か所 (R6年度)	1,200か所以上 (R11年度)
高齢者の生活を支える取組への 協力事業所数 (川崎市調べ)	90事業所 (R6年度)	150事業所以上 (R11年度)
訪問診療を受けた患者数 (平均月間レセプト件数) (川崎市調べ)	15,643人 (R5年度)	18,000人以上 (R10年度)

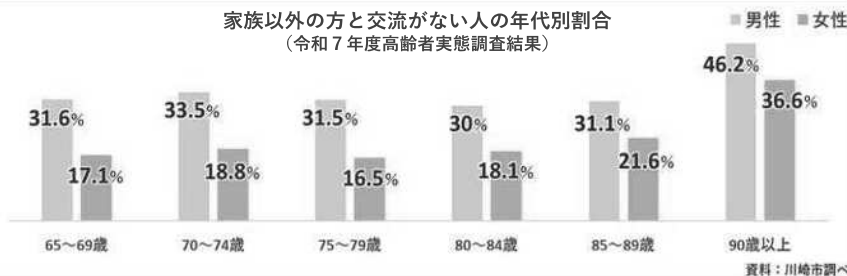
関連する
SDGs関連する
主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ 地域福祉計画

現状と課題

- ・ 本市の「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度末までの第1・2段階を経て、令和8(2026)年度から「地域包括ケアシステム」の更なる進化をめざす第3段階に入ります。
- ・ この間、地域による支え合いや助け合いのしくみづくりを進めてきましたが、単身高齢者の増加や、地域のつながりに対する意識の希薄化が進み、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の減少も回復せず、活動の担い手の高齢化・固定化等も深刻な状況です。
- ・ このような状況に対し、身近な場所に通いの場があることで、介護予防や地域の助け合いにつなげ、望まない孤独や社会的孤立を回避できるよう、住民の主体的な活動に加え、多様な主体による相互連携や地域資源の活用等を通じた、つながりづくりの推進が必要です。
- ・ また、市民が住み慣れた地域や望む場で自分らしく暮らし、自らが望む形で人生の最期を迎えられるよう、暮らしから日常の療養支援、退院支援、急変時の対応、看取りまで、本人の意思や意向の共有を図りながら、更なる医療・介護・福祉等の連携強化が重要です。
- ・ 上記の課題に対し、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22(2040)年を1つのターゲットイヤーとし、第4期実施計画期間の4年間を第3段階における「第1期取組期間」と捉え、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの更なる進化を図る必要があります。

家族以外の方と交流がない人の年代別割合
(令和7年度高齢者実態調査結果)



取組の方向性

- ・ 地域活動や担い手確保の支援、民間企業との連携によるつながりづくりや、地域包括ケアに資する取組の共創等の推進
- ・ 多職種連携などによる医療・介護・福祉・生活支援の相互連携や一体的な専門的ケアの提供に向けた取組の推進
- ・ 地域特性などのデータ等に基づく身近な小地域における地域マネジメントの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域包括ケアシステム推進事業	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組を推進するため、民間企業を含めた多様な主体で構成される地域包括ケアシステム連絡協議会等を通じた、幅広い分野における連携のしくみづくりを進めます。	・ 地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体数（毎年度：130団体） ・ 地域包括ケアシステムポータルサイトへの記事の掲載数（毎年度：1,000件）
地域のつながりづくり推進事業	安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、一人暮らし等高齢者の状況や地域特性等を踏まえ、既存の地域での取組に加え、多様な主体との連携による取組への支援を行いながら、身近な小地域での見守り・支え合いの更なるしくみづくりを進めます。	・ 区を中心とした地域マネジメントの実施（毎年度） ・ 地域見守りネットワーク事業協定締結事業者数（R6年度：77事業者→R11年度：80事業者）
民生委員児童委員活動育成等事業	地域での身近な相談・支援の担い手である民生委員児童委員について、新たな担い手の確保に向けた取組等を進め、活動の重点化や負担軽減を図りながら、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。また、適正配置や育成・支援を実施します。	・ 民生委員児童委員の充足率（R6年度：81.3%→R11年度：82.0%） ・ 民生委員児童委員の活動支援（毎年度） ・ 活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実（毎年度）
医療・介護等連携推進事業	本人の暮らしの情報などを関係機関同士が把握・共有しやすくするためのしくみづくりに向けた支援等に取り組むとともに、病院間の連携による退院支援やレスパイト、介護施設・事業所における医療対応・連携等の充実を図ることで本人の意思や希望を尊重した在宅療養を推進します。	・ 川崎市在宅療養推進協議会・ワーキンググループの開催（毎年度） ・ 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修の受講者数（R6年度：1,614人→R11年度：2,360人）
地域リハビリテーション推進事業	全世代・全対象型支援、医療・介護・福祉等の連携強化、サービスの質の向上等に向け、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所・施設、地域リハビリ拠点等への支援や連携強化を進めます。また、人材育成に取り組むとともに、関係機関同士をつなぎながら、有機的なネットワーク構築を推進します。	・ 区役所や支援機関の専門人材育成研修（毎年度） ・ 地域リハビリテーションセンターにおける専門的支援の実施（毎年度） ・ 地域リハビリテーションネットワーク参画コア機関数（R8年度：新規設置→R11年度：21機関）

施策 1-4-2

高齢者の地域共生の推進

施策の目標

高齢者が、生きがいをもって過ごし、介護が必要になっても質の高いサービスを受けることができる

成果指標

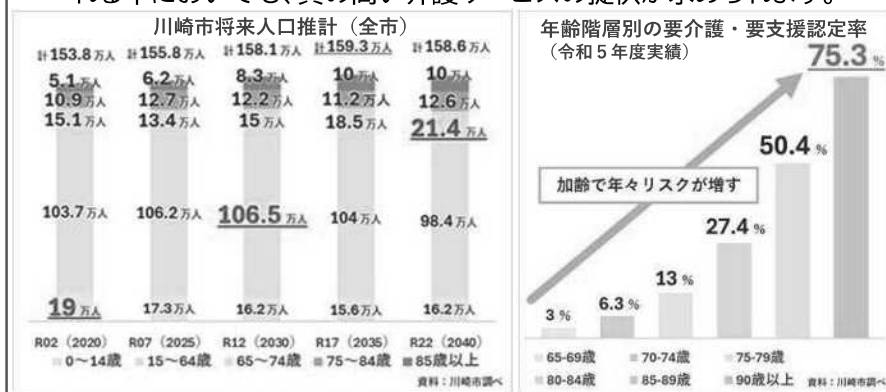
名称(指標の出典)	現状	目標値
要介護2以上になる平均年齢 男性 (国保データベース(KDB))	79.7歳 (R6年度)	80.0歳以上 (R11年度)
要介護2以上になる平均年齢 女性 (国保データベース(KDB))	84.2歳 (R6年度)	84.5歳以上 (R11年度)
要介護高齢者の介護度の維持・ 改善率 (川崎市調べ)	82.8% (R6年度)	82.8%以上 (R11年度)

関連する
SDGs関連する
主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ 地域福祉計画
- ・ かわさきいきいき長寿プラン

現状と課題

- ・ 今後の高齢化の更なる進行に伴い、医療・介護需要が急増するだけでなく、介護までは必要なくとも、日常生活の支援を必要とする高齢者がこれまでにない規模で増加し、相談ニーズも更なる多様化が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護サービスを支える人材の不足も深刻化することが想定されます。
- ・ こうした状況の中、「人生100年時代」を迎えるにあたり、高齢期の暮らしを豊かなものとするため、これまで以上に、生きがい・社会参加、健康づくり・介護予防等の取組や、相談体制の整備、高齢者自身がライフプランを考え、予め終活等の備えを進めてもらうことが重要になります。
- ・ また、加齢による身体機能の低下等で、フレイル(虚弱)状態や要支援状態になっても、適切な介護予防ケアマネジメントのもと、リハビリ、生活支援・交流等を通じ、可能な限り要介護状態への移行を防ぎ、認知症についても、早期(軽度認知障害(MCI)や軽度認知症の段階)からの支援により、生活状態の維持・改善を図ることが重要です。
- ・ 加えて、要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護基盤の整備、人材確保や生産性向上等により、資源が限られる中においても、質の高い介護サービスの提供が求められます。



取組の方向性

- 多様なニーズに対応するための総合相談機能の充実・強化、生きがい・健康づくり、社会参加、介護予防等の推進
- 認知症になっても、地域生活を継続できるようにするための早期支援等による生活状況の改善、予防・共生等の推進
- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするための利用者本位の質の高いサービスの提供

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
高齢者総合相談・支援事業	多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの相談体制・機能の充実、地域ケア会議等を活用した関係機関との連携強化、区役所等における総合的な相談支援や権利擁護の取組を推進します。	- 地域包括支援センターにおける第1号被保険者1,500人あたりの専門職配置数（毎年度：1.0人） - 地域ケア会議の開催件数（R6年度：436件→R11年度：600件）
高齢者生きがい・社会参加促進事業	各種講座・イベントの開催、持続可能性等を踏まえた高齢者外出支援乗車事業等による外出支援、老人クラブやいこいの家等における生きがいづくりの支援等を行うとともに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりの取組を進めます。	- 高齢者外出支援乗車事業の実施（毎年度） - ほぼ毎日外出している高齢者の割合（R7年度：50.1%→R10年度：55.0%） - いこいの家・いきいきセンター等利用者数（R6年度：639,393人→R11年度：777,000人）
介護予防・重度化防止対策事業	市民のセルフケア意識を高め、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の担い手づくりや地域活動支援、フレイル予防の普及啓発を進めます。また、虚弱、要支援高齢者等への初期支援の選択肢を充実させ、自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防・自立支援に資する体制を構築します。	- いこい元気広場の実施（毎年度） - 地域リハビリテーション支援拠点の支援件数（R6年度：669件→R11年度：1,250件） - 自立支援型サービスの利用者数（R6年度：111人→R11年度：390人）
認知症等対策事業	認知症になっても、住み慣れた地域や望む場で希望をもって自分らしく暮らし続けられるよう、認知症等の人や家族に対し、早期から気づきを促し、適切な対応に向けた取組等を充実・強化し、認知症疾患医療センター（略称：認知症疾患C）を中心とした、地域、医療、介護が連携した取組を推進します。	- 軽度認知障害スクリーニング事業の参加者数（R6年度：544人→R11年度：840人） - 生活支援コーディネーターによる個別支援件数（R6年度：304人→R11年度：750人） - 認知症疾患C鑑別診断数（毎年度：2,000件）
介護サービス基盤確保・運営支援等事業	介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域バランスを考慮しながら、介護保険施設や地域密着型サービス等の整備を進めるとともに、介護人材の確保と定着の支援に向けた取組を進めます。また、要介護状態の維持・改善に資するサービスの質の向上や事業者の運営支援・指導等に取り組めます。	- 事業所のLIFE（データ活用等）に係る体制加算取得率（R6年度：59.0%→R11年度：73.9%） - かわさき健幸福寿プロジェクトの参加者数（R6年度：711人→R11年度：1,400人） - 介護人材マッチング・定着支援事業（毎年度）

施策 1-4-4

住宅・居住環境の整備

施策の目標

社会環境の変化や多様な居住ニーズに応じた住宅が供給されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
マンション管理計画認定制度による認定件数(川崎市調べ)	95件 (R6年度)	250件以上 (R11年度)
住宅確保要配慮者への物件紹介率(川崎市調べ)	84% (R6年度)	90%以上 (R11年度)
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合(川崎市調べ)	42.1% (R6年度)	52%以上 (R11年度)

関連するSDGs

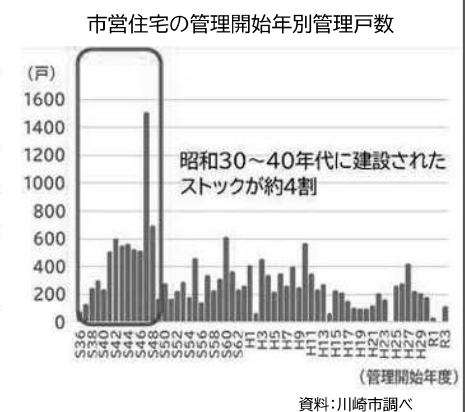
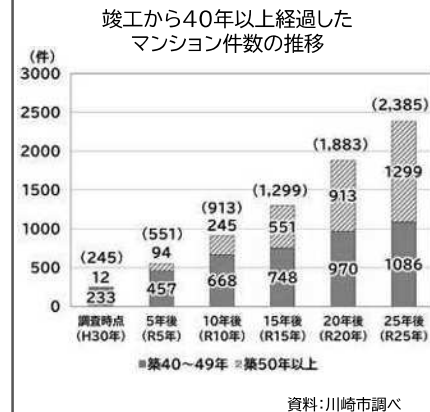


関連する主な個別計画

- ・ 住宅基本計画
- ・ 市営住宅等ストック総合活用計画
- ・ 空家等対策計画

現状と課題

- ・ 高経年のマンションや戸建て住宅等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進、管理適正化や再生促進に向けた支援の充実などが求められています。
- ・ 住まい・住まい方に対するニーズの多様化等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている状況を踏まえ、子育て世代をはじめ、さまざまな世代を対象に人と住まいを循環させることなどにより、子育て世代の市内での定住や転入を促進する必要があります。
- ・ 高齢化の進行等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の安定居住を図るため、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。
- ・ 市営住宅については、厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行などを踏まえ、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進するとともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取り組み、持続可能な管理運営を進める必要があります。



取組の方向性

- ・ 高経年住宅等の維持・再生の促進
- ・ 子育て世代の市内定住・転入促進に向けた取組をはじめとする多様な世帯の安定居住の促進
- ・ 市営住宅や民間賃貸住宅の活用等による重層的な住宅セーフティネットの構築

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
住宅政策調査事業	住宅・住環境に関わる総合的な方針を定める住宅基本計画をはじめとした住まいに係る計画の策定や、住宅政策の立案・制度設計等に関する取組を推進します。	・ 住宅基本計画の改定（R11年度） ・ 市営住宅等ストック総合活用計画の改定（R11年度） ・ マンション管理適正化推進計画の改定（R9年度） ・ 空家等対策計画の改定（R8年度）
高経年住宅等維持・再生事業	高経年マンションの管理適正化や再生促進、空き家の予防・利活用や管理不全空家等に対する法的措置等に関する取組を推進します。	・ マンション管理組合登録・支援制度の登録（毎年度） ・ 被相続人居住用家屋等確認書の発行（毎年度） ・ 住まいに関する講習会等の開催（毎年度） ・ 管理不全空家等への指導（毎年度）
住み替え等促進事業	若年層や子育て世代、高齢者等が居住ニーズやライフステージの変化に応じ円滑に住み替えできるよう、地域特性や世代ニーズ等を捉え、事業者等と連携し、既存住宅ストック等を活用した人と住まいが循環するしくみを構築するなど、子育て世代の市内定住・転入促進等に向け段階的に取組を進めます。	・ 既存住宅ストック等を活用した官民連携によるモデル事業等の実施（R8年度～） ・ ポータルサイトやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供（毎年度）
安定居住推進事業	地域包括ケアシステムとの連携による高齢者等の多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援などを推進するとともに、新たな支援のしくみを検討します。	・ 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付（毎年度） ・ 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催（毎年度）
市営住宅等整備・管理活用事業	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替えや改善、維持管理等を推進するとともに、公平・的確な入居機会の提供や財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な管理運営・活用を図ります。	・ 建替工事完了団地数（R8～11年度：6団地） ・ 長寿命化改善工事完了団地数（R8～11年度：8団地） ・ 子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集（毎年度）

施策 1-4-5

健康づくりの推進

施策の目標

セルフケアが浸透し、心身ともに健康な生活を送る市民が増えている

成果指標

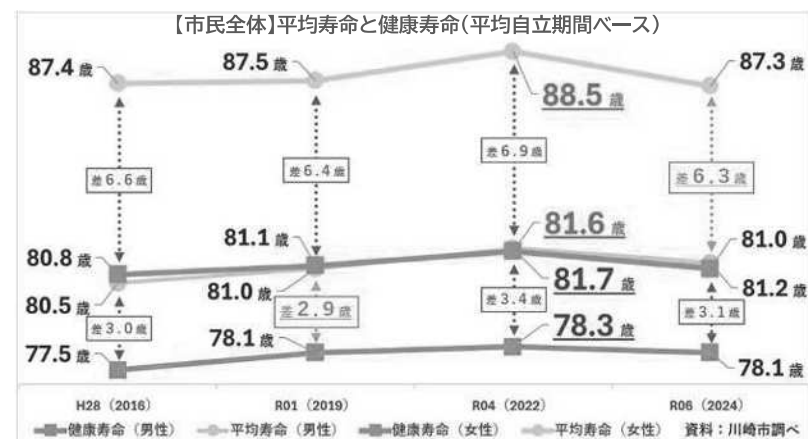
名称(指標の出典)	現状	目標値
平均寿命と健康寿命の差 男性 (国保データベース(KDB))	3.1年 (R6年度)	2.9年以下 (R11年度)
平均寿命と健康寿命の差 女性 (国保データベース(KDB))	6.3年 (R6年度)	6.3年以下 (R11年度)

関連する
SDGs関連する
主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ かわさき健康づくり・食育プラン
- ・ データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

現状と課題

- ・ 今後、更なる高齢化の進行等に伴い、医療・介護需要が増大し、医療費・介護給付費も上昇傾向が続くことが想定されるとともに、生産年齢人口の減少に伴い、専門人材等の確保が厳しさを増し、限りある医療・介護資源に掛かる負担も更なる増大が見込まれます。
- ・ そのため、将来的な医療・介護の最適化を見据えながら、必要な医療・介護サービスを確実に届けられるよう、これまで以上に、市民一人ひとりの健康意識を高め、自ら実践すべきことやその必要性等に対する理解を促し、更なるセルフケアの取組につなげるとともに、行政や民間企業等には、その支援・下支えが求められます。
- ・ こうした認識のもと、生活習慣病やがん、また、高齢期にフレイル(虚弱)状態や要支援・要介護状態に陥ることを防止するため、健康づくりや食育、生活習慣病対策、健(検)診や保健指導等について、若い世代から、効果的かつ重点的に取り組んでいく必要があります。
- ・ また、年齢や環境、健康状態等に着目し、医療・介護DXの進展等も踏まえながら、データ等の分析・活用を図るとともに、民間企業、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など、各関係団体との連携も重要です。



取組の方向性

- ・若い世代から主体的かつとぎれることなく健康的な生活習慣を実践・継続できる取組の推進
- ・データ活用や各関係団体との連携等による、健康課題や特性を捉えた、健康づくり、セルフケアの後押しと、その環境づくり等の推進
- ・継続的な健康状態の把握、生活習慣病予防、重症化防止に向けた健(検)診・保健指導等の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
健康づくり事業	市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。	・かわさきTEKTEKの参加者数（R6年度：約6万人→R11年度：11万人） ・主観的に健康だと思う市民の割合（【男性】R4年度：76.2%→R10年度：77.4%）（【女性】R4年度：79.6%→R10年度：81.0%）
食育推進事業	課題の多い若い世代を中心に、各世代の特性に対応しながら、朝食摂取、バランスの良い食事、低栄養の防止など、望ましい食生活の普及啓発や生活習慣を見直すきっかけとなる機会を提供するとともに、民間企業や各関係団体等と連携し、食の多様化に対応した食環境づくりなどを推進します。	・栄養成分表示を活用している者の割合（R4年度：8.9%→R10年度：13.8%） ・主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代の割合（R4年度：46.0%→R10年度：51.9%）
歯と口の健康づくり事業	歯や口腔の健康を保つことによる全身の健康状態や生活の質の維持・向上等に向け、地域の歯科医療機関や関係団体等と連携し、ライフステージ等を踏まえながら、歯科疾患（むし歯や歯周病）を予防する取組や、歯の喪失を防ぎ、口腔機能の獲得・維持・向上を図る取組などを推進します。	・過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合（R4年度：60%→R10年度：66%） ・オーラルフレイルの認知度（R4年度：15.4%→R10年度：17.5%）
健診・保健指導・検診等推進事業	がん検診や国民健康保険制度の被保険者の特定健診・特定保健指導等の各種健(検)診の受診率向上に向けた受診勧奨や普及啓発を行います。また、一般健診や働き盛り世代のがん検診の受診率向上に向けて、職域保健等の関係団体と連携して普及啓発に取り組めます。	・がん検診(5種類)の平均受診率（R4年度：52.1%→R10年度：60%） ・特定健康診査受診率（R6年度：29.6%→R11年度：33%）
生活習慣病対策事業	生活習慣改善に向け、地域、民間企業、関係機関等と連携し、各種媒体を活用して、若い世代や働き盛り世代への普及啓発を行います。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活習慣病の重症化予防等に向け、受診勧奨・保健指導を行います。	・若い世代等を対象とした講習会等への参加事業所数（毎年度：614事業所） ・保健指導参加者の血糖値(HbA1c)の維持改善（R6年度：-0.2P→R11年度：0P）

社会保障審議会 介護保険部会（第134回）	資料 1 - 2
令和 8 年 3 月 9 日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
前文	（過年度の経緯に関する記載は削除。） ・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期期間の前提となる内容について。 ・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくこと。
一 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について。 ・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて。
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営について。
2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について各類型の考え方について。
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について。
4 日常生活を支援する体制の整備	・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について。 ・総合事業にかかる継続利用要介護者が利用可能なサービスについて。
5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について。 ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について。
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について。
7 認知症施策の推進	・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。
8 高齢者の住まいの安定的な確保	・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について。 ・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項②）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援の重要性。 ・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像。
10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	
（一）高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について。
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について。
（三）介護サービス情報の公表	—
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて。
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を行うことについて。 ・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて。
二 介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	
1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	・2040年に向けた中長期的な推計に基づき、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築など、都道府県と市町村の議論プロセスについて。
2 地域医療構想等との整合性の確保	・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について。 ・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応。
3 効果的・効率的な介護給付の推進	・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて。
4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	・ロジックモデルの活用や、PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方について。
5 保険者機能強化推進交付金等の活用	—

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画①）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	◎計画策定にあたり、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置くことについて。 ◎計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に参考となる指標。
2 要介護者等地域の実態の把握等	2 要介護者等の実態の把握等	◎中長期的な推計に基づき、都道府県と市町村が共有の課題認識を持った上でサービス提供のあり方を議論することの重要性について。 ◎地域密着型サービスの整備促進について。 ○計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に参考となる指標。 ○分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標。
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	◎介護保険事業（支援）計画作成委員会の構成員の例示として、住宅関係者を追加。
4 都道府県との連携	4 市町村への支援等	●老人福祉圏域を単位とする広域的調整を進めるため、意見交換をするための機関の設置等により、都道府県と市町村がより緊密な連携を図ることの重要性について。 ◎中山間・人口減少地域において人材確保やICT機器の活用等の生産性向上に係る支援を行うことや、それでもなおやむを得ない場合に新たな特例介護サービスや対象地域の検討を行うことについて。 ◎介護サービスの見込み量を適切に定めるために有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者の状況等の把握に関する連携について。 ○有料老人ホーム内等で提供される居宅サービスに対するケアプラン点検等の趣旨や観点（本人の自立支援や重度化防止等に資すること）について。
5 第10期の目標	5 第10期の目標	◎中長期的な推計（県は全県及び老人福祉圏域別のもの）を踏まえて第10期の保険料や取組方針を定めることの重要性について。
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	—

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画②）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
5 第10期の目標	5 第10期の目標	◎中長期的な推計（県は全県及び老人福祉圏域別のもの）を踏まえて第10期の保険料や取組方針を定めることの重要性について。
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	—
7 他の計画との関係	7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係	
	（一）市町村介護保険事業計画との整合性の確保	（●基本的記載事項から移行。）
（一）市町村老人福祉計画との一体性	（二）都道府県老人福祉計画との一体性	—
（二）市町村計画との整合性	（三）都道府県計画との整合性	—
	（四） <u>地域医療構想等</u> との整合性	●介護保険事業（支援）計画の作成過程における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容や時期等に関する基本的な考え方について。
（三）市町村地域福祉計画との調和	（五）都道府県地域福祉支援計画との調和	○重層的支援体制整備事業に加えて、小規模市町村における新たな事業について。
（四）市町村高齢者居住安定確保計画との調和	（六）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	—
（五）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	（七）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	○認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。
（六） <u>その他法律の規定による計画等との調和</u>	（八） <u>その他法律の規定による計画等との調和</u>	（◎その他の計画等との調和について記載を簡素化して整理。）
8 その他	8 その他	—

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画③）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	（◎圏域設定の考え方等に関する項目を統合・整理。）
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	◎2040年度を含む中長期的な推計を行うことについて。 ○見込みや推計を定める際、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて。
3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計		○2040年度を含む中長期的な推計を行うことについて。 ○見込みや推計を定める際、医療との連携の状況を勘案することについて。 ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて。 ○通いの場の参加率の目標値を2040年までに更新。 ○介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営について。 ○介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて。
4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	◎2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上等）について。
5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について。 ○総合相談支援事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業において頼れる身寄りがない高齢者等への支援を明確化することに伴い、相談支援体制が整備されているか確認することについて。 ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて。
	5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定	●介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームの構築・活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（人材推計の実施、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、ハラスメントへの対応、外国人材の受入環境整備等）について。 ●生産性向上、経営改善支援等については、協議会の活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（介護事業者からの相談対応や伴走支援、経営の協働化による経営基盤の強化等）について。 ●訪問看護に関する総合的な支援について。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画④）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項	
（一）在宅医療・介護連携の推進	（一）在宅医療・介護連携の推進	◎既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について。
（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	◎一体的実施の取組に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることについて。
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	○頼れる身寄りがいない高齢者の相談対応等について、総合相談支援事業等に位置付けることを明確化。 ◎互助の推進について追記し、多様な主体の例示を拡充。 ○地域の支え合い体制の状況把握の重要性について。 ●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について。
（四）地域ケア会議の推進	（四）地域ケア会議の推進	◎頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援。 ○地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて。
	（五）介護予防の推進	—
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携	（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携	◎改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について。
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策		○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について。 ○新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性。
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		○総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑤）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について。
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、 <u>経営基盤の強化等</u>		○介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について。 ○介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）。 ○生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について。
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	
（一）介護給付等対象サービス		
（二）総合事業		○総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて。
（三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について。 ○地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について。 ○地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて。
<u>（四）介護に取り組む家族等への支援の充実</u>		○家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について。
（五）高齢者虐待防止対策の推進		◎養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について。
<u>（六）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進</u>		◎国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑥）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	左記の項目に対応する介護保険部会意見書等の記載事項
6 認知症施策の推進	4 認知症施策の推進	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直しについて。
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の状況	5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の状況	◎介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることや、必要に応じて、特定施設への移行を促すことについて。
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	6 介護サービス情報の公表に関する事項	—
	7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	—
9 市町村独自事業に関する事項		—
10 災害に対する備えの検討	8 災害に対する備えの検討	◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について。 ◎介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について。
11 感染症に対する備えの検討	9 感染症に対する備えの検討	◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定